

令和8年9月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)

令和8年2月13日

上場会社名 株式会社ウェッジホールディングス 上場取引所 東
 コード番号 2388 URL <http://www.wedge-hd.com/>
 代表者 (役職名) 代表取締役社長 (氏名) 此下 竜矢
 問合せ先責任者 (役職名) 開示担当 (氏名) 小竹 康博 (TEL) 03-6225-2161
 配当支払開始予定日 —
 決算補足説明資料作成の有無 : 無
 決算説明会開催の有無 : 無

(百万円未満切捨て)

1. 令和8年9月期第1四半期の連結業績 (令和7年10月1日～令和7年12月31日)

(1) 連結経営成績(累計) (%表示は、対前年同四半期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する四半期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
8年9月期第1四半期	200	2.0	△54	—	△164	—	△166	—
7年9月期第1四半期	196	10.6	△25	—	100	—	95	—
(注) 包括利益 8年9月期第1四半期	△289百万円(—%)		7年9月期第1四半期		125百万円(—%)			

	1株当たり 四半期純利益	潜在株式調整後 1株当たり 四半期純利益
	円 銭	円 銭
8年9月期第1四半期	△3.91	—
7年9月期第1四半期	2.25	2.25

(2) 連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率
	百万円	百万円	%
8年9月期第1四半期	3,401	2,681	76.8
7年9月期	3,684	2,970	77.7
(参考) 自己資本 8年9月期第1四半期	2,613百万円	7年9月期 2,903百万円	

2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
7年9月期	円 銭 —	円 銭 0.00	円 銭 —	円 銭 0.00	円 銭 0.00
8年9月期	—	—	—	—	—
8年9月期(予想)		0.00	—	0.00	0.00

(注) 直近に公表されている配当予想からの修正の有無 : 無

3. 令和8年9月期の連結業績予想 (令和7年10月1日～令和8年9月30日)

(%表示は、通期は対前期、四半期は対前年同四半期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する当期純利益		1株当たり 当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
第2四半期(累計) 通期	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 直近に公表されている業績予想からの修正の有無 : 無

注) 当社グループのコンテンツ事業はコンテンツの人気により売上高が大きく変動する状況にあり、また当社グループが係争中となっている訴訟案件が複数あることから多額の損失を計上する可能性があり、現時点では合理的な予想をすることが困難なため、業績予想の公表を差し控えさせていただくこととします。詳細につきましては添付資料3ページ「連結業績予想などの将来予測情報に関する説明」をご覧ください。

※ 注記事項

(1) 当四半期連結累計期間における連結範囲の重要な変更 : 無
新規 社 (社名) 、除外 社 (社名)

(2) 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用 : 無

(3) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

- ① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 無
- ② ①以外の会計方針の変更 : 無
- ③ 会計上の見積りの変更 : 無
- ④ 修正再表示 : 無

(4) 発行済株式数（普通株式）

① 期末発行済株式数（自己株式を含む）	8年9月期 1Q	42,494,478株	7年9月期	42,494,478株
② 期末自己株式数	8年9月期 1Q	39,400株	7年9月期	39,400株
③ 期中平均株式数（四半期累計）	8年9月期 1Q	42,455,078株	7年9月期 1Q	42,455,078株

※ 添付される四半期連結財務諸表に対する公認会計士又は : 有（義務）

監査法人によるレビュー

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

本資料に記されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。業績予想の前提となる条件及び業績予想のご利用にあたっての注意事項については、添付資料3ページ「連結業績予想などの将来予測情報に関する説明」をご覧ください。

○添付資料の目次

1. 当四半期決算に関する定性的情報	2
(1) 経営成績に関する説明	2
(2) 財政状態に関する説明	2
(3) 連結業績予想などの将来予測情報に関する説明	3
2. 四半期連結財務諸表及び主な注記	4
(1) 四半期連結貸借対照表	4
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	6
四半期連結損益計算書	6
第1四半期連結累計期間	6
四半期連結包括利益計算書	7
第1四半期連結累計期間	7
(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項	8
(継続企業の前提に関する注記)	8
(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)	8
(追加情報)	8
(セグメント情報等)	13
(キャッシュ・フロー計算書に関する注記)	13
(収益認識関係)	13
(重要な後発事象)	13
独立監査人の四半期連結財務諸表に対する期中レビュー報告書	14

1. 当四半期決算に関する定性的情報

(1) 経営成績に関する説明

当社グループは当第1四半期連結累計期間においては、増収減益となりました。売上高は2億円（前年同四半期比2.0%増）、営業損失は54百万円（前年同四半期は25百万円の営業損失）、経常損失は1億64百万円（前年同四半期は1億円の経常利益）、親会社株主に帰属する四半期純損失は1億66百万円（前年同四半期は95百万円の親会社株主に帰属する四半期純利益）となりました。

売上高は当社が営むコンテンツ事業が堅調に推移し、その他事業の収益と合わせて増収となりました。営業利益については、売上原価の人件費等や販売費および一般管理費といった固定費が増加したことから減益となりました。経常利益については、前年同四半期にはリゾート事業の利益を取り込んでいましたが、当四半期はDigital Finance事業の業績のみを取り込むこととなり、訴訟対応等の費用が継続的に影響したことから赤字となりました。これらの結果、親会社株主に帰属する四半期純利益も赤字となりました。今後とも地道に訴訟対応を行い、また潤沢となった手許資金を活用することで長期的に赤字解消を目指してまいります。

当社といたしましては、今後とも短期的な景気判断や収益について適切に対処しながらもそれらに囚われることなく、中長期的視点で経済成長する地域に適切に投資し、当社の成長を目指しております。

セグメントの業績につきましては、当社は従来「コンテンツ事業」「Digital Finance事業」の2つを報告セグメントとしておりましたが、「コンテンツ事業」の単一セグメントへ変更いたしました。

従いましてセグメント業績ではありませんが、従前と同様の処理を行った場合の業績概要を参考に記載いたします。

① コンテンツ事業

当事業の当第1四半期連結累計期間における業績は、増収減益となりました。当第1四半期連結累計期間における業績は、売上高1億86百万円（前年同四半期比0.6%増）、セグメント利益は32百万円（同39.1%減）となりました。これは、人件費の増加に加えて新規事業に取り組んだことによる事業経費が増加したことによるものです。

当事業は、主にゲームの企画開発や漫画やアニメ、ゲーム等のエンターテインメント関連の書籍及び電子書籍の企画編集、様々なコンテンツを商品・イベント化する企画開発など、コンテンツ商品の企画開発分野で独自性を持って展開しております。

現在、当社の祖業でありますコンテンツ事業においては長年の不振を払しょくし、過去10年以上かけて戦略的に事業を選択集中させるとともに海外事業を含めて新規事業に取り組み、営業拡大を図り、同時に生産性の改善、コストの適正化を図ってまいりました成果が実を結んでいる結果、長期的に利益改善をしてまいりました。

当事業の当第1四半期連結累計期間における業績につきましては、ゲーム企画開発、書籍編集、その他コンテンツ関連企画開発等の受注が堅調に推移しましたが、人件費の増加に加えて新規事業に投下した事業経費が利益減少の要因となりました。しかしながら、これらの事業経費は今後のさらなる成長に向けた投資的費用であり、長期的には今後の利益に貢献するものと考えております。

今後は、中期経営計画でお知らせいたしておりますように、国内の新規事業展開と海外展開を積極的に進めることで、本格的な事業拡大につなげる方針を継続してまいります。

② Digital Finance事業

当事業は連結セグメントではなく、持分法適用関連会社の事業になっておりますが、当社グループの重要な事業であるため解説しております。

当事業の当第1四半期連結累計期間における業績は減収減益となりました。当第1四半期連結累計期間における売上高は4億5百万円（前年同四半期比23.3%減）、投資損失（注）は1億56百万円（前年同四半期は99百万円の投資損失）となりました。（注）連結損益として取り込んだ持分法による投資損失。

Digital Finance事業を営むGroup Lease PCL. やその子会社がJ Trustグループとの係争を踏まえて大型の裁判を行っていること、などから全営業国において保守的なリスクマネジメントのために新規貸付を抑制し、回収に注力してきました。この結果、売上高・セグメント利益ともに減少しており、訴訟対応の費用負担により厳しい状況が続いており、今後数年間はこの状況が継続するものと考えております。今後は、国別商品別の状況に応じて、新たな再成長を目指しております。

(2) 財政状態に関する説明

当第1四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末と比べて2億83百万円減少し、34億1百万円となりました。

流動資産は23百万円減少し、29億22百万円となりました。主な内訳は現金及び預金の減少1億77百万円、売掛金の増加27百万円、短期貸付金の増加1億24百万円等であります。

固定資産は2億59百万円減少し、4億79百万円となりました。主な内訳は有形固定資産の減少0百万円、無形固定資産の増加13百万円、投資その他の資産の減少2億73百万円であります。

流動負債は1百万円減少し、2億54百万円となりました。主な内訳は買掛金の増加5百万円、未払費用の増加8百万円、未払法人税等の減少18百万円等であります。

固定負債は7百万円増加し、4億65百万円となりました。

純資産は2億88百万円減少し、26億81百万円となりました。主な内訳は親会社株主に帰属する四半期純損失の計上による利益剰余金の減少1億66百万円、為替換算調整勘定の減少1億22百万円等であります。

なお、資本の財源及び資金の流動性に係る情報につきましては、当第1四半期連結累計期間においては特筆すべき事項はありません。

(3) 連結業績予想などの将来予測情報に関する説明

当社グループのコンテンツ事業は足元の受注状況が将来的に継続するわけではなく、コンテンツタイトルの当たり外れにより受注や印税等が大きく左右される側面があり、当初の予想から大きく乖離する可能性が高い環境にあります。

また、当社グループが係争中となっている訴訟案件が複数あり、判決の内容によっては大きな損失を計上せざるを得ない状況となることなどから、利益計画を精査可能な状況にはありません。

したがいまして、2026年9月期の連結業績予想につきましては、現時点で正確な見積もりをすることが困難なため、業績見通しの公表を差し控えさせていただきます。

2. 四半期連結財務諸表及び主な注記

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年9月30日)	当第1四半期連結会計期間 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,657,300	1,479,828
受取手形及び売掛金	111,205	139,173
商品	60,069	73,862
仕掛品	20,627	24,508
短期貸付金	1,479,934	1,604,144
その他	119,445	134,209
貸倒引当金	△502,403	△533,089
流動資産合計	2,946,180	2,922,637
固定資産		
有形固定資産	4,862	4,729
無形固定資産	494	14,160
投資その他の資産		
関係会社株式	742,820	469,866
破産更生債権等	4,431	4,431
その他	246,125	245,985
貸倒引当金	△259,958	△259,958
投資その他の資産合計	733,418	460,324
固定資産合計	738,775	479,215
資産合計	3,684,956	3,401,853

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年9月30日)	当第1四半期連結会計期間 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	23,168	28,264
短期借入金	2,897	4,416
未払費用	156,698	165,078
未払法人税等	25,629	7,177
その他	48,344	49,923
流動負債合計	256,737	254,860
固定負債		
長期借入金	50,079	50,974
関係会社長期借入金	378,369	378,369
その他	29,164	35,771
固定負債合計	457,613	465,114
負債合計	714,350	719,974
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,378,237	4,378,237
資本剰余金	6,488,816	6,488,816
利益剰余金	△7,397,669	△7,563,782
自己株式	△40,961	△40,961
株主資本合計	3,428,423	3,262,310
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	18,946	18,176
為替換算調整勘定	△544,022	△666,791
その他の包括利益累計額合計	△525,076	△648,615
新株予約権	67,257	68,183
純資産合計	2,970,605	2,681,878
負債純資産合計	3,684,956	3,401,853

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

四半期連結損益計算書

第1四半期連結累計期間

	前第1四半期連結累計期間 (自 2024年10月1日 至 2024年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2025年10月1日 至 2025年12月31日)	(単位:千円)
売上高	196,429	200,349	
売上原価	123,062	141,395	
売上総利益	73,366	58,954	
販売費及び一般管理費	98,658	112,978	
営業損失(△)	△25,292	△54,024	
営業外収益			
受取利息	11,480	11,528	
持分法による投資利益	90,738	–	
為替差益	27,546	33,969	
その他	2,086	4,265	
営業外収益合計	131,852	49,763	
営業外費用			
支払利息	4,135	2,077	
株式交付費	15	15	
持分法による投資損失	–	156,025	
貸倒引当金繰入額	1,907	2,053	
その他	319	145	
営業外費用合計	6,378	160,317	
経常利益又は経常損失(△)	100,182	△164,577	
特別損失			
減損損失	–	279	
特別損失合計	–	279	
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	100,182	△164,856	
法人税、住民税及び事業税	4,838	1,256	
法人税等調整額	△116	–	
法人税等合計	4,722	1,256	
四半期純利益又は四半期純損失(△)	95,459	△166,112	
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失(△)	95,459	△166,112	

四半期連結包括利益計算書

第1四半期連結累計期間

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2024年10月1日 至 2024年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2025年10月1日 至 2025年12月31日)
四半期純利益又は四半期純損失(△)	95,459	△166,112
その他の包括利益		
持分法適用会社に対する持分相当額	30,404	△123,539
その他の包括利益合計	30,404	△123,539
四半期包括利益	125,864	△289,652
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	125,864	△289,652

(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

前第1四半期連結累計期間(自 2024年10月1日 至 2024年12月31日)

1. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 2025年10月1日 至 2025年12月31日)

1. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(追加情報)

1. Group Lease Holdings PTE. LTD. が保有していたタイSEC指摘GLH融資取引に関する悪影響について

当社持分法適用関連会社であるGroup Lease PCL. (以下「GL」という。) の子会社であったGroup Lease Holdings PTE. LTD. (清算手続中) が保有していた貸付債権等 (以下「GLH融資取引」という。) に関する不正行為や利息収入の過大計上などの指摘を受けました。当該タイSEC指摘GLH融資取引については、この問題の発覚時の2017年9月期決算において、全額損失処理済ですが、タイ法務省特別捜査局 (以下「タイDSI」という。) による調査が継続しております。現在も未解決事項となっており、当社グループは、タイSECの指摘の根拠を特定することはできておりません。また、「2. JTRUST ASIA PTE. LTD. 等との係争について」に記載のとおり、当該タイSEC指摘GLH融資取引に関するJTRUST ASIA PTE. LTD. からタイ王国及びシンガポール共和国等で、各種の訴訟が提起され係争中となっております。

これらタイDSIの調査や訴訟の展開次第では、当社グループが保有するGL持分法投資 (当第1四半期連結累計期間末の関係会社株式簿価4億円) の評価等に影響が生じる可能性がありますが、現時点ではその影響額を合理的に見積もることが困難なため、当期連結財務諸表には反映しておりません。

2. JTRUST ASIA PTE. LTD. 等との係争について

当社持分法適用関連会社であるGLが発行した総額180百万米ドルの転換社債保有者であったJTRUST ASIA PTE. LTD. (以下「JTA」という。) は、GLがタイSECから2017年10月16日及び同月19日にGL元役員の不正行為や利息収入の過大計上、関連する決算の訂正などについて指摘を受けたことに起因し、タイ王国及びシンガポール共和国において当社グループに対して各種の訴訟が提起されており、一部終結に至ったものの、現在も係争中となっております。

JTAが行っている主要な訴訟の概要につきましては、以下のとおりです。

(1) JTAが行っている主要な訴訟の概要

イ) (GL) 損害賠償請求訴訟

1. 訴訟提起日	2018年1月9日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	Jトラスト株式会社の子会社であるJTAは、当社持分法適用関連会社GLの転換社債（合計2億1千万米ドル）を引き受ける投資契約を締結し、当該転換社債を保有しておりましたが、JTAはGLに対し当該投資契約解除及び未転換の転換社債（1億8千万米ドル相当）の全額一括返済を要求しておりました。GLいたしましては、当該投資契約解除要件に抵触した事実は何一つなく、転換社債の期限前償還に応じなければならない条件は何ら整っていなかったことから、これらの要求にはお断りしつつも、円満解決に向け誠実に対応してまいりました。しかしながら、交渉は妥結に至ることはなく、JTAは、GL及びGLH等が、投資家に対し1億8千万米ドル以上の投資を促すために、同社グループの財務諸表を改ざんし、GLが健全な財政状況であると誤解させ、投資家等に損害を与えたということを理由として、GL及びGLHに対し損害賠償請求を求めるべく、これら一連の訴訟を提起したものです。
3. 訴訟を提起した者の概要	(商号) JTRUST ASIA PTE. LTD. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4. 訴訟の内容	JTAは、タイにおいて、GL、GL取締役3名、並びに此下益司氏に対し、JTAの投資額（最低2億1千万米ドル）の損害賠償を求め訴訟を提起しております。
5. 訴訟の進展	係争中です。

ロ) (EHA) 暫定的資産凍結命令訴訟

1. 訴訟提起日	2020年10月21日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	(EHA) 損害賠償請求訴訟に伴い、2020年10月21日にEHAに対し、1億95百万米ドルまでの通常の業務で生じる以外の資産取引の禁止、及びシンガポール共和国への資産の移転・処分を禁止する命令（暫定的資産凍結命令）が下されております。
3. 訴訟を提起した者の概要	(商号) JTRUST ASIA PTE. LTD. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4. 訴訟の内容	シンガポールにおいて、1億95百万米ドルまでの通常の業務で生じる以外の資産取引の禁止、及びシンガポール共和国への資産の移転・処分を禁止する命令（暫定的資産凍結命令）となります。
5. 訴訟の進展	暫定的資産凍結命令が発令されており現在も継続しております。

ハ) (EHA) 損害賠償請求訴訟

1. 訴訟提起日	2020年11月16日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	JTAは、当社連結子会社のEngine Holdings Asia PTE. LTD.（以下、「EHA」という。）他1社を被告とし、2020年11月16日にシンガポール共和国の裁判所にて訴訟手続きを開始しました。主な訴訟申立ての理由としては、JTAがGLに対して実施した投資（転換社債合計2億1千万米ドル、及びGL株式の購入他5億27百万タイバーツ）について、GLHが他の被告と共に謀し、JTAに投資を促すために、GLの財務諸表を改ざんし投資家等に損害を与え、その行為にEHAも参画しているという主張からEHA他1社に対し損害賠償請求を求めております。
3. 訴訟を提起した者の概要	(商号) JTRUST ASIA PTE. LTD. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4. 訴訟の内容	JTAはシンガポールにおいて、GLH、此下益司氏、並びに当社グループではないその他5社に対し、JTAの投資額（最低2億1千万米ドル）の損害賠償を求め訴訟を提起しております。
5. 訴訟の進展	係争中です。

二) (当社他) 損害賠償請求訴訟

1. 訴訟提起日	2021年6月21日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	JTAが当社及び当社親会社昭和ホールディングス株式会社並びに親会社の筆頭株主A.P.F. Group Co., Ltd.※に対し此下益司氏及びGLの詐欺行為との共同不法行為責任に基づく損害として、24百万米ドルの支払を求める損害賠償請求訴訟を東京地方裁判所に提起しました。
3. 訴訟を提起した者の概要	(商号) JTRUST ASIA PTE. LTD. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4. 訴訟の内容	JTAが24百万米ドルの損害賠償の支払いを当社及び当社親会社昭和ホールディングス株式会社並びに親会社の筆頭株主A.P.F. Group Co., Ltd.※に求める訴訟であります。
5. 訴訟の進展	係争中です。

※実質的に当社親会社である昭和ホールディングス株式会社の株式を保有しているか確認中です。

三) (GLH他) 損害賠償請求訴訟

1. 訴訟提起日	2021年8月3日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	JTAがシンガポール共和国高等法院にて、GLH他此下益司氏及び4社に対し、2020年10月の判決に含まれていなかった投資金額1億24百万米ドルに係る損害の回復を求める訴訟を提起し、同高等法院は、2021年8月4日、JTAの求めに応じて、1億30百万米ドルの資産凍結命令を発令しております。
3. 訴訟を提起した者の概要	(商号) JTRUST ASIA PTE. LTD. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4. 訴訟の内容	シンガポール共和国において、JTAは、GLH他此下益司氏及び他4社に対し、JTAが行った投資（1億24百万米ドル）に関する損害賠償を求める訴訟を提起しており、GLHに対し、1億3千万米ドルまでの通常の事業活動で生じる以外の資産取引の禁止、及びシンガポール国外への資産の移転・処分を禁止する命令（暫定的資産凍結命令）が下されております。
5. 訴訟の進展	GLH他此下益司氏及び他4社に対し、1億24百万米ドル及びこれに対する2021年8月1日からの利息（年利5.33%）並びに訴訟費用30,000SGドルの支払いを命じました。別途、GLH及び此下益司氏に対しては、当該損害賠償請求棄却の申立てを行っていたことから9,000SGドルの支払いが命じられております。なお、GLH及び此下益司氏に対する暫定的資産凍結命令は維持されます。当該判決を不服として、GLHは2023年4月19日に控訴を行いましたが、2023年11月22日に当該控訴の申立てが棄却され、第一審判決が維持されました。その後最終審となる控訴裁判所に対して上訴の許可を求める申立てを2023年12月6日に行っておりましたが、2024年1月11日付で当該申立てが棄却されました。この確定判決を受け、今後、当社グループの経営状況にも悪影響を及ぼす可能性があります。当社およびGLとしましては、当該損害賠償請求金額相当額が、当社持分法適用関連会社GLの連結財務諸表において負債として計上されており財務的な影響は限定的であると考えておりますが、今後の対応、支払い等の詳細につきましては、弁護士とも相談し、慎重に対応してまいります。

ヘ) (G L H) 会社清算申立

1. 訴訟提起日	2023年4月12日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	J T Aは、上記のホ) (G L H他) 損害賠償請求訴訟での1億24百万米ドル及びこれに対する2021年8月1日からの利息(年利5.33%)並びに訴訟費用30,000SGドルの支払判決を受け、シンガポール共和国高等裁判所にて、2023年4月12日に、G L Hに対する会社清算の申立てを行いました。
3. 訴訟を提起した者の概要	(商号) JTRUST ASIA PTE. LTD. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4. 訴訟の内容	J T Aは、上記のホ) (G L H他) 損害賠償請求訴訟での1億24百万米ドル及びこれに対する2021年8月1日からの利息(年利5.33%)並びに訴訟費用30,000SGドルの支払判決を受け、シンガポール共和国高等裁判所にて、2023年4月12日に、G L Hに対する会社清算の申立てを行いました。
5. 訴訟の進展	2023年9月6日、シンガポール高等裁判所が暫定的な資産保全人Provisional Liquidatorの選任を決定いたしました。また、2024年3月4日には、同裁判所がG L Hの清算を命じたことを受け、Liquidatorにより、G L Hの清算手続きが進められております。

ト) (G L) 会社更生手続申立訴訟

1. 訴訟提起日	2023年6月30日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	J T Aは2023年6月30日にタイ中央破産裁判所に対してG Lの会社更生手続きを申し立て、係争となっております。
3. 訴訟を提起した者の概要	(商号) JTRUST ASIA PTE. LTD. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4. 訴訟の内容	J T Aは2023年6月30日にタイ中央破産裁判所に対してG Lの会社更生手続きを申し立て、係争となっております。
5. 訴訟の進展	2024年3月27日、タイ中央破産裁判所は、J T Aによる会社更生の申立を棄却しました。J T Aの控訴については、2025年2月10日、特別事件控訴裁判所(CASC)にて判決が下され、中央破産裁判所の第一審の判決を支持し、棄却されたことについて報告を受けました。さらに、当社はG Lより、J T Aがタイ中央破産裁判所に対して、G Lの破産と臨時管財人を選任し、G L取締役らの経営権を停止する措置を求める申立を申請し、2025年4月22日にJ T Aのみが出席する期日が開かれたことが判明しました。また、同4月30日に裁判所が当該J T Aによる臨時管財人選定申立を判断する期日になっていたところ、裁判所はJ T Aの申立を却下しております。その後J T Aは控訴しておりましたが、2025年12月23日に棄却されたとの報告を受けました。J T Aによる会社更生法の訴えは複数回に渡るもので、J T Aが根拠のない訴訟を繰り返していることがさらに明らかになったと考えております。今後G Lが被った損害に対して補償を追加して、追求していくことを当社としても積極的に支援し、当社自身が被っている様々な損害についても追求をしてまいります。

チ) (G L) 損害賠償請求訴訟

1. 訴訟提起日	2025年6月27日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	J T Aは、上記のイ) (G L) 損害賠償請求訴訟に関連して、当社グループ及びG L関連会社各社に対して複数の国において損害賠償を求めて訴訟を提起しております。
3. 訴訟を提起した者の概要	(商号) JTRUST ASIA PTE. LTD. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4. 訴訟の内容	J T Aは2025年6月27日にタイ王国民事裁判所においてG Lに対し、第2回投資の元本1億3千万米ドル及び利息、損害賠償及び弁護士費用として7,169,005,187.50タイバーツ(約288億円)を求める、係争となっております。
5. 訴訟の進展	係争中です。

(2) 当社グループの見解及び対応について

G L及び当社といたしましては、法律顧問と相談し検討を進めており、上記一連の訴訟についてはいずれも不当なもので、G L及び当社といたしましては当社グループの正当性を主張すべく肅々と法的対応を進めてまいる所存であり、J T Aに対し必要且つ適切な法的処置を取ってまいります。

また、当社としましては、グループ会社の裁判に対する支援を最大限行い、当社グループの資産の保全及び、損害を回復すべく最善の手段を講じてまいります。

3. GL Finance PLC. のファイナンスリーシングライセンス取り消しと会社清算について

当社持分法適用関連会社のG Lは、G Lの連結子会社でありカンボジアでファイナンス事業を営むGL Finance PLC. (以下、G L F) が2024年9月12日付でカンボジア国立銀行より、ファイナンスリーシングライセンスの取り消しと会社清算についての通知を受け、G L Fでは清算人を選定し、清算手続きに入っております。

当社の連結業績に与える影響につきましては、今後、清算手続きの中で、持分法による投資損失が発生する可能性がありますが、情報収集・検討が必要な状況であり、現時点では確定的な数値を算出できる状態ではありません。

今後、その影響が判明した場合には、適時適切に公表してまいり所存です。

(セグメント情報等)

- I 前第1四半期連結累計期間(自 2024年10月1日 至 2024年12月31日)
当社は、コンテンツ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。
- II 当第1四半期連結累計期間(自 2025年10月1日 至 2025年12月31日)
当社は、コンテンツ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(キャッシュ・フロー計算書に関する注記)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び前第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2024年10月1日 至 2024年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2025年10月1日 至 2025年12月31日)
減価償却費	288千円	188千円

(収益認識関係)

地域別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

前第1四半期連結累計期間(自 2024年10月1日 至 2024年12月31日)

(単位:千円)

主たる事業地域	
日本	174,748
インドネシア	935
ベトナム	12,659
タイ	8,086
その他	—
顧客との契約から生じる収益	196,429
その他収益	—
外部顧客への売上高	196,429

当第1四半期連結累計期間(自 2025年10月1日 至 2025年12月31日)

(単位:千円)

主たる事業地域	
日本	174,710
インドネシア	8,100
ベトナム	13,227
タイ	4,311
その他	—
顧客との契約から生じる収益	200,349
その他収益	—
外部顧客への売上高	200,349

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

独立監査人の四半期連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年2月13日

株式会社ウェッジホールディングス

取締役会 御中

監査法人アリア

東京都港区

代表社員
業務執行社員

公認会計士 吉澤 将弘

業務執行社員

公認会計士 萩原 真治

限定付結論

当監査法人は、四半期決算短信の「添付資料」に掲げられている株式会社ウェッジホールディングスの2025年10月1日から2026年9月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(2025年10月1日から2025年12月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(2025年10月1日から2025年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、「限定付結論の根拠」に記載した事項の四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響を除き、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準(ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。)に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

限定付結論の根拠

(追加情報)に関する注記(1. Group Lease Holdings PTE. LTD.が保有していたタイSEC指摘GLH融資取引に関する悪影響について)に記載のとおり、会社の持分法適用関連会社であるGroup Lease PCL. (以下「GL」という。)の子会社であったGroup Lease Holdings PTE. LTD. (清算手続中)が保有していた貸付債権等(以下「GLH融資取引」という。)に関連して、GLは、2017年10月16日及び同月19日に、タイ証券取引委員会(以下「タイSEC」という。)からGL元役員の不正行為や利息収入の過大計上などの指摘を受けた。当該タイSEC指摘GLH融資取引については、この問題の発覚時に全額損失処理済みだが、タイ法務省特別捜査局(以下「タイDSI」という。)による調査が継続しており、現在も未解決事項となっている。当監査法人は、タイSEC指摘GLH融資取引について、追加的な検討を行ったものの、監査の限界であり、十分かつ適切な監査証拠を入手することができていない。また、(追加情報)に関する注記(2. JTRUST ASIA PTE. LTD.等との係争について)に記載のとおり、当該タイSEC指摘GLH融資取引に関連し、JTRUST ASIA PTE. LTD.からタイ王国及びシンガポール共和国等で、各種の訴訟が提起され係争中である。シンガポール共和国での損害賠償訴訟ではシンガポール高等裁判所がGLHに1億24百万米ドル等の損害賠償金の支払判決を下し、2024年3月4日、GLHの清算を命じたことを受け、同裁判所が選任したLiquidatorによりGLHの清算手続きが進められている。さらに、(追加情報)に関する注記(3. GL Finance PLC.のファイナンスリーシングライセンス取消と会社清算について)に記載のとおり、GL子会社であったGL Finance PLC. (以下、GLF)が、2024年9月12日付でカンボジア国立銀行より、ファイナンスリーシングライセンスの取り消しと会社の清算についての通知を受け、GLFでは清算人が選定され清算手続が進められている。

上記のタイDSIの調査、関連する訴訟、GLH清算手続、GLF清算手続次第では、会社グループが保有するGL持分法投資(当第1四半期連結累計期間末の関係会社株式簿価4億円)の評価等に影響が生じる可能性があるが、現時点ではその影響額を合理的に見積もることが困難なため、四半期連結財務諸表には反映されていない。

当監査法人は、これらのタイSEC指摘GLH融資取引に関する影響について、十分かつ適切な監査証拠を入手することができておらず、これらの金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができていない。

当監査法人は、上記の監査範囲の制約の影響について金額的重要性はあるがGL持分法投資等の特定の勘定に限定されるもので広範ではないと判断できることから、前連結会計年度の連結財務諸表に対して限定付適正意見を表明することとした。これらは、当連結会計年度の第1四半期連結累計期間においても解消していないため、当連結会計年度の第1四半期連結会計期間及び第1四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表に対して限定付結論を表明することとした。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期連結財務諸表に対する期中レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期連結財務諸表に対する期中レビューの対象には含まれていません。